

「発電所アセス省令の改正」に対する意見

[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名) コウモリの会 会長 山本輝正
[住所]	神奈川県逗子市久木8-20-3
[電話番号]	046-873-3677
[FAX番号]	046-873-3677
[電子メールアドレス]	mizunobat@hb.tp1.jp
[御意見]	
<p>・ 該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。)</p> <p>(6)環境保全措置指針(法第12条第1項関係)＜一部改正＞についての2行目「どのように環境影響が回避又は低減されているかの検討」について</p> <p>・ 意見内容</p> <p>「どのように環境影響が回避又は低減されているかの検討」にあたっては、第十二条一の原文にある「事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているものであるかどうかを検討し」の「できる限りの回避・低減」を検討するのではなく、「失われる量と同等かそれ以上の回避・低減」を検討してください。</p> <p>・ 理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)</p> <p>「(評価の手法の選定の留意事項)第十二条 一」の原文には、「特定対象事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているものであるかどうかを検討し、その結果を踏まえ、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討すること。」とあります。</p> <p>この「できる限りの回避、又は低減」という規定では、たとえば、コウモリ類の風車への衝突が年間 100 個体予測された計画に対して、環境保全措置によって、1 個体を救えた場合でも、「事業者により実行可能な範囲内で影響を回避した」と評価される可能性があります。しかし、これでは適切な保全措置とは言えません。</p> <p>米国の環境アセスメントでは、「ノーネットロス」が原則とされ、「失われる量と同等かそれ以上の保全措置をとらせる」という考えが常識となっております。日本でも「できる限りの保全措置」ではなく、「失われる量と同等かそれ以上の保全措置」を検討するべきであると考えます。</p> <p>出典：田中章(1999). 米国の代償ミティゲーション事例と日本におけるその可能性. ランドスケープ研究 Vol.62 No.5. pp. 581-586.</p>	